

令和3年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	R4.1.3	R4.3.1	平成28年3月9日付27都市整管第1342号「土地の評価について（回答）」	136	1					1	1	1								(7条2項) 不動産鑑定士の直筆署名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当するため (7条3項) 取引事例等の情報は、不動産鑑定会社が独自に収集・加工した情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため (7条4項) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部管理課
2	R4.2.18	R4.3.3	(1) 意見書(2021年11月4日付) (2) 板橋駅西口地区市街地再開発組合設立認可申請書事業計画に関する意見書(令和3年11月22日付)	13	1					1	1	1		1						(第7条2号) 氏名、住所、物件に関する情報、委任に関する情報及び意見書の内容は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため (第7条2号及び4号) 自署は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。また、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条3号) 法人の名称、代表者の氏名、住所、物件に関する情報、委任に関する情報及び意見書の内容は法人等の意見書に関する情報又は事業を営む個人の当該事業の意見書に関する情報であって、当該内容は当該法人等又は当該事業を営む個人の財産の処分に係る内部管理情報であり、公にすることを忌避する情報である、これらの情報を公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (第7条4号) 印影は公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条6号) 氏名、住所及び意見書の内容及び氏名、住所、物件に関する情報、委任に関する情報、意見書の内容並びに法人の名称、代表者の氏名及び住所は都の機関が行う都市再開発法に関する事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、権利者が意見書の提出をしづらくなるなど当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課
3	R4.2.18	R4.3.3	意見書(1)、意見書(2)、意見書(3)、意見書(4)、意見書(5)、意見書(6)、意見書(7)	21		1				1	1	1		1						(第7条2号) 氏名、住所、電話番号及び意見書の内容は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。また、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条2号及び4号) 自署は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。また、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条3号) 氏名、住所、電話番号及び意見書の内容は法人等の意見書に関する情報又は事業を営む個人の当該事業の意見書に関する情報であって、当該内容は当該法人等又は当該事業を営む個人の財産の処分に係る内部管理情報とつながる情報であり、公にすることを忌避する情報である、これらの情報を公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (第7条4号) 印影は公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条6号) 氏名、住所、電話番号及び意見書の内容は都の機関が行う都市再開発法に関する事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、権利者が意見書の提出をしづらくなるなど当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課
4	R4.2.22	R4.3.8	(1) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書 第38期、第39期及び第40期(閲覧対象部分に限る) 令和元年7月3日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) (2) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第48期、第49期、第50期、第51期及び第52期(閲覧対象部分に限る) 令和元年9月25日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) (3) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書 第54期及び第55期(閲覧対象部分に限る) 平成31年1月25日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) (4) 東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇 決算変更届出書 第34期、第35期、第36期、第37期及び第38期(閲覧対象部分に限る) 平成30年8月7日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) (5) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書 第57期及び第58期(閲覧対象部分に限る) 変更届出書(別紙8)の訂正について 事業年度第57期(閲覧対象部分に限る) 令和2年6月30日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和3年10月27日受付 変更届出書(役員等の氏名)(閲覧対象部分に限る)	※		1					1									(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設業課
5	R4.3.2	R4.3.10	(1) 「令和3年度羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会 分科会(第4回)」(令和4年2月8日(火)) 議事概要 (2) 「令和3年度羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会 【分科会(第4回)】 出欠表(予定)」	5	1															-	都市整備局都市基盤部交通企画課
6	R4.3.1	R4.3.10	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和4年3月1日現在)	※	1															-	都市整備局市街地建設部建設業課
7	R4.3.2	R4.3.10	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和4年2月末現在)	※	1															-	都市整備局市街地建設部建設業課

令和3年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
8	R4.3.2	R4.3.10	建設業新規許可業者名簿（東京都知事許可 令和4年2月分）	※	1																	都市整備局市街地建築部建設課
9	R4.3.3	R4.3.10	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和4年2月末現在）	※	1																	都市整備局市街地建築部建設課
10	R4.3.11	R4.3.15	建築計画概要書 平成25年度 5555号	7	1																	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
11	R4.3.6	R4.3.16	令和4年1月28日付「高輪築堤」に関して、イコモスが「ヘリテージアラート」を出し、東京都の小池百合子知事に対して保存へ最大限の努力を求める要望も記されたことについて、 1、このアラートを受けて、東京都が検討したプロセスや意思決定のプロセスに関する一切の文書や図面や電磁的記録 2、都教委や国、JR東日本とのやり取りに関する一切の文書や図面や電磁的記録	0			1															都市整備局都市づくり政策部開発企画課
12	R4.3.6	R4.3.16	(1) 令和3年1月21日付2都市整再第717号「協議結果通知書」(写し) (2) 令和3年1月21日付2都市整再第717号「東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る協議について【西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業】(荒川区決定)	※	1																	都市整備局市街地整備部市開課
13	R4.3.3	R4.3.16	平成22年12月10日付 第UHEC建確21038変4号 上記についての建築計画概要書の写し	11	1																	都市整備局市街地建築部建築指導課
14	R4.3.4	R4.3.16	平成20年2月12日付 第BCJ本建確258変5号 上記についての建築計画概要書の写し	6	1																	都市整備局市街地建築部建築指導課
15	R4.3.11	R4.3.16	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和4年3月11日現在）	※	1																	都市整備局市街地建築部建設課
16	R4.3.4	R4.3.18	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 平成29年8月8日受付 建設業許可申請書（閲覧対象部分に限る）	24	1							1										都市整備局市街地建築部建設課
17	R4.3.9	R4.3.18	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 令和3年9月28日受付 第33期 決算変更届出書（閲覧対象部分に限る）	15	1							1										都市整備局市街地建築部建設課
18	R4.3.11	R4.3.18	東京都市計画河川呑川計画図 (住所：東京都大田区西糀谷1丁目4番4号付近)	1	1																	都市整備局都市基盤部調整課
19	R4.3.15	R4.3.19	建築計画概要書一式平成20年度第2027号 ただし、非開示情報を除く	4	1																	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
20	R4.1.21	R4.3.22	「東京ベイエスGまちづくり戦略」（ドラフト）に係るパブリックコメント	31	1							1	1									都市整備局都市づくり政策部開発企画課
21	R4.3.10	R4.3.22	平成16年5月27日付 第BCJ02本建確057変4号 上記についての建築計画概要書の写し	4	1									1								都市整備局市街地建築部建築指導課
22	R4.3.9	R4.3.23	平成20年度 大規模盛土造成地一次スクリーニング調査その1業務委託における東京都大規模盛土造成地旧地形図（3000分の1）tifデータ	95	1																	都市整備局市街地整備部区画整理課
23	R4.3.11	R4.3.23	東村山市〇〇町二丁目〇〇-〇〇における建築基準法旧第43条ただし書許可に係る道に関する協定図、現況図及び配置図	5	1																	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

令和3年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
31	R4.3.24	R4.3.30	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 (1) 平成30年1月22日受付建設業許可申請書 (2) 平成30年9月12日受付変更届出書 (3) 令和元年8月2日受付廃業届	18	1				1	1	1								(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 法人の財務等に関する内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
 <(根拠規定) 条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
 <公文書の件名>
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
 <公文書の枚数>
 ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。